

平泉町社会教育施設整備事業  
募集要項

平泉町  
令和元年 6 月

## 《目 次》

第1 募集要項等の定義	1
第2 特定事業の概要	2
1. 事業内容に関する事項	2
2. 特定事業者の収入	5
3. 本事業のスケジュール	5
4. 法令等の遵守	6
5. 事業期間終了時の措置	6
第3 特定事業者の選定方法	7
1. 特定事業者の選定方法	7
2. 選定委員会	7
第4 応募に関する条件・手続き等	8
1. 特定事業者の募集及び選定の手順	8
2. 応募者の備えるべき参加資格要件	10
3. 応募に関する留意事項	13
4. 提案価格の上限	14
第5 事業実施に関する事項	15
1. 誠実な業務遂行	15
2. 事業期間中の特定事業者と町の関わり	15
3. 町による監視(モニタリング)	15
第6 特定事業契約に関する事項	16
1. 基本協定の締結	16
2. 基本契約等の締結	16
3. SPCの設立	16
4. 契約保証金	16
5. 特定事業者の権利義務等に関する制限	16
6. 町と特定事業者の責任分担	16
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
8. 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
第7 その他	18
1. 情報提供等	18
2. 担当窓口	18
別紙ー1 本事業の事業スキーム	19
別紙ー2 事業対象地の案内図	20

## 第1 募集要項等の定義

平泉町（以下、「町」という。）は、平泉町社会教育施設整備事業（以下、「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。）に準ずる事業として実施する。

本募集要項及び別添資料（下記参照）は、本事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下、「特定事業」という。）として、PFI法に準じて、特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下、「特定事業者」という。）の選定等に関し定めるものである。

### <募集要項及び別添資料一覧>

- ・募集要項（本資料）
- ・別添1：要求水準書
- ・別添2：事業者選定基準
- ・別添3：基本協定書（案）
- ・別添4：基本契約書（案）
- ・別添5：施設整備契約書（案）
- ・別添6：指定管理者基本協定書（案）
- ・別添7：サービス対価の支払い方法
- ・別添8：モニタリング措置要領
- ・別添9：様式集

※上記資料一式を、以下、「募集要項等」という。

## 第2 特定事業の概要

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

平泉町社会教育施設整備事業

#### (2) 事業対象地の概要

所在地：平泉町平泉字志羅山地内

敷地面積：約5,318 m<sup>2</sup>

※別紙 - 2 事業対象地の案内図 参照

#### (3) 公共施設等の管理者等

平泉町長 青木 幸保

#### (4) 事業目的

平泉町における社会教育施設は、人づくり、まちづくりにとって非常に重要な施設であることから、平成29年3月に「社会教育施設の整備方針」を、平成30年3月に「平泉町社会教育施設基本構想・基本計画」（以下、「基本計画」という。）を公表したところである。本事業では、方針において示した優先順位上位である公民館・図書館を併設した社会教育施設（以下、「本施設」という。）を整備・運営することを目的とする。

#### (5) 事業の対象となる公共施設等の名称及び位置づけ

##### ① 名称

平泉町社会教育施設（仮称）

##### ② 施設の位置づけ

町は、上記の公共施設を「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条に定める公の施設として位置付ける。

#### (6) 事業概要

##### ① 事業手法

本事業は、PFI法に準じて実施するものとし、特定事業者が本施設的设计・建設・維持管理及び運營業務を一括して行い、本施設の所有、資金調達に関しては本町が行うDBO（Design Build Operate）方式により実施する。

##### ② 施設内容

本施設の機能構成は下記の通りである。

- a. 公民館機能
- b. 図書機能
- c. 子育て支援機能
- d. 子情報発信機能
- e. 情報発信機能
- f. ホール機能
- g. 管理機能

### ③ 特定事業者の業務範囲

本事業は、本施設の設計及び建設を行い、総括管理、維持管理、運営業務を実施することを業務の範囲とする。

特定事業者の業務の概要は以下のとおりである。また、町と特定事業者の役割分担の詳細及び各項目の具体的な内容については別添の「平泉町社会教育施設整備事業 要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)に示すとおりである。

#### ア 設計、建設業務

- a. 設計業務
- b. 工事監理業務
- c. 建設業務

#### イ 総括管理業務

- a. 開館準備業務
- b. 日常管理業務
- c. その他の管理業務

#### ウ 維持管理業務

- a. 施設管理業務
  - ・保守・点検業務（建築物、建築設備、外構、環境衛生管理含む）
  - ・清掃業務（本施設全体）
  - ・警備業務（本施設全体）
- b. 備品管理業務

#### エ 運営業務

- a. 公民館機能・ホール機能運営業務
- b. 図書館機能・情報発信機能運営業務
- c. 子育て支援機能運営業務
- d. 事業実施業務

#### ④ 本施設の運営業務における公・民役割分担の考え方

本事業は、公の施設として、公共性・公益性を十分確保したうえで民間のノウハウを最大限活かすことを基本とし、以下の事項を基本方針として運営業務を実施する。

- ・ 特定事業者は、募集要項等によって示される内容に基づき、本事業に関する提案を行い、令和元年12月に締結予定の特定事業契約で締結された内容で各業務を実施する。
- ・ 各種サービスの企画にあたっては、特定事業者の有する新しい発想、企画力、技術力、情報と併せて町民のニーズを的確に捉えた企画を立案する。
- ・ 特定事業者は、自らが提供するサービスが本書及び特定事業契約に規定する内容に即しているか、あるいは町民ニーズを的確に反映しているかを常にセルフモニタリングし、特定事業者の有する効率的サービス提供能力を最大限に活かし、質の高いサービス提供を目指す。
- ・ 町は、特定事業者の企画・提供するサービスが本書及び特定事業契約に規定する内容に即しているか、あるいは町民ニーズを的確に反映しているかを常にモニタリングし、また、町の政策との整合に配慮しつつ特定事業者に対して最大限協力、助言、情報提供を行う。

#### ⑤ 事業期間

##### ア 平泉町社会教育施設整備事業

本事業の事業期間は町が特定事業者と締結する事業契約の締結日から以下に示す期間とする。

- a. 本施設の設計、建設期間：特定事業契約の締結日から令和4年3月31日まで
  - b. 本施設の維持管理・運営期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- ※要求水準書に示す性能を満たし、かつ、「第4 4 提案価格の上限」に示すサービス対価以内の提案であれば、竣工・開館の前倒しについて特定事業者と町で協議できるものとする。
- ※ただし、次のいずれかに該当する場合は、町は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合がある。
- i. 公の施設の管理の適正を期するため行った指示に、特定事業者が従わないとき。
  - ii. 施設の全部又は一部が廃止されたとき。
  - iii. その他特定事業者による管理を継続することが適当でないとき。

#### ⑥ 契約の形態

町は、優先交渉権者決定後速やかに、優先交渉権者と特定事業契約締結に向けた双方の協力義務等を定めた基本協定（以下、「基本協定」という。）を締結する。

町は、本事業について特定事業者の本施設の設計・建設及び維持管理・運営を一括で発注するために、本事業に係る基本契約（以下、「基本契約」という。）を締結する。

町は、基本契約に基づき、特定事業者のうち、設計業務を担当する者（以下、「設計企業」という。）及び建設業務を担当する者（以下、「建設企業」という。）と、本事業に係る施設整備契約（以下、「施設整備契約」という。）を締結する。

町は、基本契約に基づき、特定事業者のうち、維持管理業務を担当する者（以下、「維持管理企業」という。）及び運営業務を担当する者（以下、「運営企業」という。）と指定管理者に関する基本協定（以下、「指定管理者基本協定」という。）を締結する。（以下、基本契約、施設整備契約、指定管理者基本協定の3つの契約等をまとめて「特定事業契約」（本事業の事業スキームは、別紙-1を参照のこと。）という。）

## 2. 特定事業者の収入

町は、特定事業者が実施する業務への対価を特定事業者に支払う。  
サービス対価の支払い方法等の詳細については、別添7 サービス対価の支払い方法に示す。

### ① 特定事業者が実施する業務への対価

#### ア 設計、建設業務

町は、本施設の設計、建設に関する業務に係る対価を、施設整備契約においてあらかじめ定める額を支払う。

#### イ 総括管理業務

町は、本施設の総括管理に関する業務に係る対価を、本施設の開館年度から事業期間終了年度にわたって支払う。

#### ウ 維持管理業務

町は、本施設の維持管理に関する業務に係る対価を、本施設の開館年度から事業期間終了年度にわたって支払う。

#### エ 運營業務

町は、本施設の運営に関する業務に係る対価を、本施設の開館年度から事業期間終了年度にわたって支払う。

### ② 特定事業者が本施設運営により得る収入等

本施設において、特定事業者の独自提案に基づき実施する自主事業によって得られる収入は、特定事業者の収入とする。

## 3. 本事業のスケジュール

本事業実施のスケジュール（予定）は以下のとおりである。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ① 特定事業契約の締結 | 令和元年12月        |
| ② 設計・建設期間   | 令和元年12月～令和4年3月 |
| ③ 施設竣工      | 令和4年3月         |
| ④ 維持管理・運営期間 | 令和4年4月～令和7年3月  |
| ⑤ 開館        | 令和4年7月         |

※ 本施設の工事の完成を確認するため竣工確認検査は、令和4年3月末日までに済ませること。

#### 4. 法令等の遵守

特定事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令等（法律、政令、省令等）及び町の条例等（条例、規則等）を遵守すること。

#### 5. 事業期間終了時の措置

特定事業者は、事業期間中、各業務を適切に行うことにより、本事業の終了時に、本施設を募集要項等に示す良好な状態で町に引継ぎを行わなければならない。



### 第3 特定事業者の選定方法

#### 1. 特定事業者の選定方法

本事業をPFI法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた町の財政負担の縮減を期待できること、又は町の財政負担が同一の水準にある場合において町が提供を受けるサービスの向上を期待できることを選定の基準とする。

町の財政負担見込額の算定に当たっては、事業期間にわたる町の財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、町が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

選定方法の詳細は、別添2 事業者選定基準に示す。

#### 2. 選定委員会

町は、平泉町社会教育施設整備事業者選定委員会規約に基づき、以下に示す委員で構成する選定委員会を設置する。

##### 選定委員

委員長	平野勝也	(東北大学 災害科学国際研究所 情報管理・社会連携部門准教授)
委員	小野寺郁夫	(小野寺設計室)
委員	千葉義信	(社会教育委員 議長)
委員	齋藤清壽	(平泉町副町長)
委員	岩淵 実	(平泉町教育長)

## 第4 応募に関する条件・手続き等

### 1. 特定事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 特定事業者の募集・選定スケジュール（予定）

特定事業者の募集及び選定のスケジュールは下記の通りである。

① 特定事業の選定・公表	令和元年6月28日
② 募集要項等の公表	令和元年6月28日
③ 直接対話2回目の実施	令和元年7月11日
④ 募集要項等に関する質問の締切	令和元年7月17日
⑤ 募集要項等に関する質問の回答	令和元年7月30日
⑥ 企画提案書受付	令和元年9月27日
⑦ 優先交渉権者の選定、公表	令和元年11月
⑧ 基本協定の締結	令和元年12月
⑨ 特定事業契約の締結・指定管理者の指定	令和元年12月

#### (2) 特定事業者の募集手続等

##### ① 直接対話2回目の実施

本事業及び募集の趣旨について、応募者の理解促進を図るため、直接対話を実施する。

直接対話2回目の日時	令和元年7月11日（木） 直接対話2回目への参加申込者に対して、別途、町から開催時間を通知する。
会場	平泉町役場 庁議室
参加申込期限	令和元年7月5日（金） 17時まで
参加申込方法	直接対話2回目参加申込書（別添9 様式1-1）に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出すること。件名は「平泉町社会教育施設整備事業 直接対話2回目申込●●」（●●は提出企業名）とする。提出後、担当窓口にて電話で連絡すること。 なお、参加人数は、1グループ8名までとする。 ※原則、応募グループでの受付とする。
留意事項	原則非公開とする。ただし、町が公平性の観点から全ての応募者に共通で明示すべき条件が明らかになった場合は、本募集要項等の修正を行い公表する場合がある。なお、優先交渉権者を選定する際の審査に影響するものではなく、対話内容は、優先交渉権者を選定するための提案内容を拘束するものではない。

##### ② 募集要項等に関する質問・意見及び回答

募集要項等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

質問・意見提出締切	令和元年7月17日（水） 17時まで
質問・意見への回答	令和元年7月30日（火） 町のホームページにて公表する。
提出方法	募集要項等に関する意見・質問書（別添9 様式1-2）に必要事項を記入の上、【担当窓口】に電子メールにて提出。件名は「平泉町社会教育施設整備事業 質問書●●」（●●は提出企業名）とする。提出後、担当窓口にて電話で連絡すること。
留意事項	質問を提出した企業名は公表せず、また、意見表明と解されるものには回答しないことがある。

③ 企画提案書類の受付

応募者は、本事業の企画提案書類を以下の要領で提出する。

ア 提出期限

令和元年9月27日（金） 17時まで

※応募者は、企画提案書を提出する日時を提出する3日前までに担当窓口で電話で連絡すること。

イ 提出場所

「第7 2担当窓口」に示す担当課

ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 企画提案書類様式

企画提案書類は、別添9 様式集に従い作成すること。

④ 企画提案に関するヒアリングの実施

優先交渉権者の選定にあたり、応募者に対し、提案の内容に関するヒアリングを実施する。後日、実施時期及び開催場所等詳細を応募グループの代表企業に連絡する。

⑤ 選定結果の通知及び公表

町は、優先交渉権者の選定後、選定結果を速やかに応募グループの代表企業に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

## 2. 応募者の備えるべき参加資格要件

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループとし、応募手続きを代表して行う企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。

### (1) 特別目的会社の設立について

応募者を構成する企業の一部は、基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として本施設の維持管理業務及び運営業務を目的とする特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立しても構わない。なお、【SPCを設立する場合】もしくは【SPCを設立しない場合】における応募者は、以下の企業によって構成される。

#### 【SPCを設立する場合】

用語	定義
代表企業	応募者のうち、応募手続を行う企業で、SPCに出資する企業。
構成企業	応募者のうち、代表企業以外の企業で、SPCに出資する企業。
協力企業	応募者のうち、SPCに出資せず、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者。

ただし、SPCを設立する場合は、次の要件を全て満たさなければならない。

- ア 代表企業及び構成企業である株主は、合わせてSPCの全議決権の2分の1を超える議決権を有すること。なお、代表企業及び構成企業以外の株主は議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- イ SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとし、町の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

#### 【SPCを設立しない場合】

用語	定義
代表企業	応募者のうち、応募手続を行う企業。
構成企業	応募者のうち、代表企業以外の企業。
協力企業	—（想定されない。）

ただし、SPCを設立しない場合は、以下の点に留意すること。

- ア 施設整備契約及び維持管理運営業務について、複数の企業で業務を実施する場合は、共同企業体を結成することとし、(3)に規定する参加資格要件を満たすこと。この場合は、あらかじめ出資比率、組織、役割等を記載した共同企業体結成の協定書及び共同企業体の代表者への委任状を、企画提案書とともに提出すること。共同企業体の存続期間は、契約期間とする。
- イ 代表企業及び構成企業の役割分担が明確になっていること。
- ウ 代表企業及び構成企業が分担業務に関して町及び第三者に与えた損害は当該構成企業及び構成企業がこれを負担すること。

## (2) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、次に掲げる企業で構成するものとし、町が実施する資格審査の結果、資格を有すると認められた者でなければならない。資格審査の詳細については、別添 2 事業者選定基準に示す。
  - a. 設計企業
  - b. 建設企業
  - c. 維持管理企業
  - d. 運営企業
- イ 応募者は、応募にあたり、代表企業、構成企業及び協力企業を明らかにし、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が建設業務と工事監理業務とを実施することはできない。
- ウ 応募者の変更は原則として認めない。ただし、構成企業及び協力企業については、やむを得ない事情が生じた場合は、町の承認を得て変更することができる。
- エ 応募者は、他の応募者の代表企業、構成企業及び協力企業になることはできない。

## (3) 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を満たすものとする。

### ア 共通事項

- a. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- b. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、平泉町から再認定を受けている者を除く。）
- c. 募集要項等の公表日から優先交渉権者選定・公表日までの間に、平成 31 年度平泉町入札参加資格審査申請要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- d. 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがない者
- e. 応募者を構成する企業の代表者は、指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）又は第 180 条の 5 第 6 項（委員の兼業禁止）の規定に抵触しない者
- f. 国、県、町に納めるべき税金等を滞納している者でないこと。

- g. 平泉町暴力団排除条例（平成 27 年条例第 16 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- h. 本事業に係るアドバイザー業務を委託した八千代エンジニアリング株式会社（同協力事務所としてアンダーソン・毛利・友常法律事務所）と資本関係又は人的関係のある者でないこと。
- i. 選定委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。

イ 設計業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 平成 31 年度平泉町入札参加資格者名簿に登録があること。なお、随時受付を実施しているため、登録がない者は申請を行うこと。
- b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- c. 1,500 m<sup>2</sup>以上の同種の公共施設の設計実績があること。

ウ 建設業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 平成 31 年度町営建設工事請負資格者名簿に登録があること。
- b. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- c. 1,500 m<sup>2</sup>以上の同種の公共施設の施工実績があること。なお、建設業務を複数企業で行う場合は当該業務を代表する者が当該要件を満たすこと。

エ 維持管理業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 維持管理業務を行うにあたって必要な資格・専門性を有すること。（詳細は、要求水準書で示す。）
- b. 1,500 m<sup>2</sup>以上の同種の公共施設の維持管理業務実績があること。

オ 運営業務を行う企業は、以下の要件を満たしていること。

- a. 運営業務を行うにあたって必要な資格・専門性を有すること。（詳細は、要求水準書で示す。）
- b. 1,500 m<sup>2</sup>以上の同種の公共施設の運営業務実績があること。

### 3. 応募に関する留意事項

#### (1) 提出書類の作成等に関する費用

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

#### (2) 募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。

#### (3) 使用言語、使用通貨、単位及び時刻

別添 9 様式集に指定するもの以外は、応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (4) 応募の無効

以下の事項に該当する場合は、本事業への応募を無効とする。

- ① 虚偽の記載をした場合
- ② 複数の提案を行った場合

#### (5) 提出書類の取り扱い・著作権等

##### ① 提出書類の変更等の禁止

誤字等を除き、提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

##### ② 著作権

本事業に関する企画提案書類の著作権は、応募者に帰属するが優先交渉権者として選定された場合は原則として公開する。また、応募者の企画提案書類については、優先交渉権者の選定に関わる審査及び公表、その他本事業に関する業務以外に応募者に無断で公表しない。なお、企画提案書類は返却しない。

##### ③ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

#### (6) 町からの提示資料の取り扱い

町が本事業の募集手続きにおいて提示する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### (7) 参加の辞退

企画提案書類を提出した応募者で、事業への参加を辞退するときには、参加辞退届（別添 9 様式2-8）を「第7 2担当窓口」に示す担当課に持参にて提出する。

#### 4. 提案価格の上限

##### (1) 整備及び管理運営に要する経費

本事業の実施にあたり町が算定したサービス対価A・B（＝参考基準価格）は、下記のとおりであり、応募者はこの価格を上限として提案すること。

また、提案にあたっては、サービス対価A、サービス対価Bについては消費税率を10%として提案すること。

サービス対価の支払い方法の詳細については、別添7 サービス対価の支払い方法に示す。

参考基準価格（提案上限額）：1,299,952千円（税込）

（参考基準価格の内訳）

- ・サービス対価A 1,129,592千円（提案上限額）
- ・サービス対価B 170,360千円（提案上限額）



## 第5 事業実施に関する事項

### 1. 誠実な業務遂行

特定事業者は、募集要項等、町に提出した企画提案書類、基本協定書、基本契約書、施設整備契約書、指定管理者基本協定書に定めるところにより、誠実に業務を遂行するものとする。

### 2. 事業期間中の特定事業者と町の関わり

町は、代表企業又はS P Cに対して連絡調整を行うが、必要に応じて町と構成企業及び協力企業との間で直接連絡調整を行う場合がある。この場合において、町と構成企業及び協力企業との間で直接連絡調整を行った事項については代表企業又はS P Cに報告する。

基本協定又は基本契約の解釈について疑義が生じた場合は、町と特定事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

### 3. 町による監視（モニタリング）

町は、特定事業者が実施する本施設の設計、建設、開館準備、総括管理、維持管理及び運営業務について、定期的に監視を行う（詳細は別添8 モニタリング措置要領を参照）。監視の方法、内容等については、事業契約に定める。

また、特定事業者の提供する本施設の総括管理、維持管理及び運営に係るサービスが十分に達せられない場合には、町は再発防止策を含んだ業務改善計画書の提出、実施を求めることができるものとする。

## 第6 特定事業契約に関する事項

### 1. 基本協定の締結

町は、優先交渉権者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。優先交渉権者は、別添3 基本協定書(案)に基づき、基本協定を締結しなければならない。

### 2. 基本契約等の締結

基本協定締結後、町は、特定事業者との間で、本事業を実施するために必要な、基本契約、施設整備契約、指定管理者基本協定(これら3つの契約等を総称して、以下、「特定事業契約」という。)を締結する。

### 3. SPCの設立

優先交渉権者は、SPCの設立を提案する場合は、維持管理・運営業務を実施するため、会社法に定める株式会社としてSPCを特定事業契約締結までに設立する。

### 4. 契約保証金

特定事業者は、特定事業契約の定めに基づき契約保証金を納付するものとする。

### 5. 特定事業者の権利義務等に関する制限

特定事業者は、事前に町の書面による承諾を得た場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

### 6. 町と特定事業者の責任分担

#### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、適切なリスク分担を実現することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び町と特定事業者の責任分担は、原則として別添4 基本契約書(案)、別添5 施設整備契約書(案)、別添6 指定管理者基本協定書(案)に定めるとおりとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、これらの資料に示されていないリスク分担等については、町と特定事業者双方の協議により定めるものとする。

## 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

町は、P F I法に準じた法制上及び税制上の措置の支援は予定していない。

### (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

町は、P F I法に準じた財政上及び金融上の措置の支援は予定していない。  
なお、本事業は、公共施設等適正管理推進事業債の活用を予定している。

### (3) その他の支援に関する事項

町は、特定事業者が本事業実施に必要となる許認可等に対し、必要に応じて協力を行う。

## 8. 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### (1) 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、町と特定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

### (2) 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、町の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

## 第7 その他

### 1. 情報提供等

募集要項等に定めるほか、事業者選定に際し必要な事項が生じた場合は、町ホームページに掲載する。

### 2. 担当窓口

平泉町 教育委員会事務局

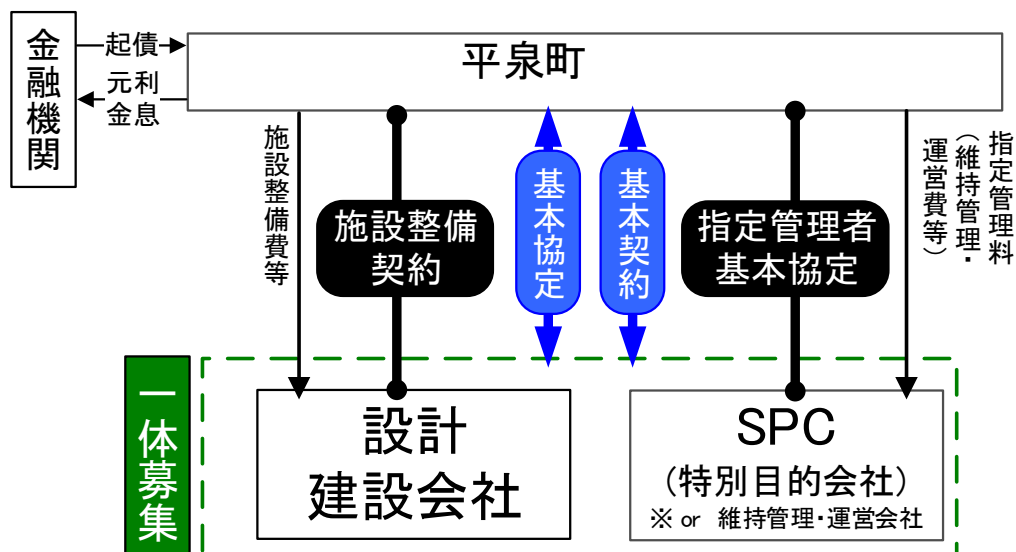
電話：0191-46-5576（直通ダイヤルイン）

FAX：0191-46-2015

メールアドレス：kyoiku@town.hiraizumi.iwate.jp

ホームページ：<https://www.town.hiraizumi.iwate.jp/>

別紙-1 本事業の事業スキーム



○応募者を構成する企業の一部は、本施設の維持管理業務及び運営業務を目的とするSPCを設立しても構わない。

※1：下記、4者を総称して「特定事業者」という。

- ①設計企業
- ②建設企業
- ③維持管理企業
- ④運営企業

※2：下記、②～④の契約等を総称して「特定事業契約」という。

- ①基本協定
- ②基本契約
- ③施設整備契約
- ④指定管理者基本協定

別紙-2 事業対象地の案内図

